

令和3年長審第5号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年8月23日05時10分

長崎港

2 船舶の要目

船種船名	遊漁船A	モーターボートB
総トン数		1.57トン
登録長	9.58メートル	6.35メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	242キロワット	40キロワット

3 事実の経過

(1) Aの構造及び設備

Aは、最大とう載人員旅客6人及び船員1人のFRP製快遊船で、船体中央やや後方に操舵室、同室前方に客室をそれぞれ配し、操舵室前部左舷側にレーダー及び魚群探知機兼用のGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置及び舵輪をそれぞれ備えたほかダイヤル式の遠隔操舵装置を有し、舵輪後方に床面からの高さが約40センチメートル（以下「センチ」という。）の踏み台及びその後方に操縦席、右舷天井に縦39センチ横49センチの天窓をそれぞれ設けていた。

(2) Bの構造及び設備

Bは、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備えたFRP製小型兼用船で、船体中央やや後方に操縦区画を配し、同区画左舷側に舵輪、右舷側に機関遠隔操縦装置及びGPSプロッターを備えていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.7メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和2年8月23日04時50分長崎港の係留場所を発し、長崎県野母埼南西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、航行中の動力船の法定灯火を表示し、GPSプロッ

ターを1.5海里レンジのコースアップ表示、レーダーを0.5海里レンジのコースアップ表示としてそれぞれ作動させ、釣り客2人が客室で、同客1人が船尾甲板でそれぞれ休息する中、自らは踏み台の上に立って天窓から顔を出してダイヤル式の遠隔操舵装置を用いて操船に当たり、長崎県高銚島南方沖合を西行した。

a 受審人は、05時07分半僅か過ぎ長崎港沖防波堤南灯台から102度（真方位、以下同じ。）910メートルの地点で、針路を238度に定めて自動操舵とし、17.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a 受審人は、左舷船首5度810メートルのところに、Bの白1灯を視認することができ、その後、同船を追い越し、衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前路を一見しただけで、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、Bを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでBの進路を避けずそのまま続航し、05時10分長崎港沖防波堤南灯台から193度900メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首が、Bの船尾右舷に左舷後方から1度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の東風が吹き、潮候はほぼ低潮時に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、b 受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.6メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、同日04時45分長崎港の係留場所を発し、長崎県高島西方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、航行中の動力船の法定灯火を表示し、GPSプロッ

ターを作動させ、知人が船首甲板で休息する中、自らは舵輪後方に立って操船に当たり、高鉾島南方沖合を西行し、05時05分僅か過ぎ長崎港沖防波堤南灯台から125度860メートルの地点で、針路を247度に定め、6.5ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

b受審人は、05時07分半僅か過ぎ長崎港沖防波堤南灯台から160度730メートルの地点に達したとき、右舷船尾14度810メートルのところに、Aの白、紅2灯を視認することができ、その後、同船が自船を追い越し、衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、後方から接近する他船が自船を避けてくれるものと思ひ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行わず、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとらずに進行し、05時10分僅か前右舷船尾至近に迫ったAの白1灯を認め、左舵を取ったものの、及ばず、船首が237度を向いたとき、原速力で、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷船首部外板に擦過傷を生じたものの、のち修理され、Bは、船尾右舷ブルワークに亀裂等を生じ、のち廃船処理され、b受審人が齒槽骨骨折等を負った。

(航法の適用)

本件は、夜間、港則法が適用される長崎港において、いずれも法定灯火を表示して西行するAとBとが衝突したものであるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用される。

本件当時、両船は、互いに視野の内であり、AがBの正横後22度30分を超える後方の位置から同船を追い越す態勢で接近したもので、両船の付近には航行の支障となる障害物や他船は存在せず、Aが避航義務を、Bが針路及び速力の保持並びに避航を促す音響信号及び協力動作履行の各義務を果たすのに十分な時間的、距離的余裕があったものと認められることから、本件は、予防法第13条の追越し船の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、長崎港において、西行中のBを追い越すAが、見張り不十分で、Bを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでBの進路を避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、夜間、長崎港において、釣り場に向けて西行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、前路を一見しただけで、航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船が追い越し、衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、同船を確実に追い越し、かつ、Bから十分に遠ざかるまで同船の進路を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、夜間、長崎港において、釣り場に向けて西行する場合、

接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、後方から接近する他船が自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船を追い越す態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとらずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自ら負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年2月9日

長崎地方海難審判所

審判官 植 松 正